

甲賀市協働のまちづくり指針

～オール甲賀で未来につなぐ
みんなでつくる協働のまち～



甲賀市

〈目次〉

- はじめに
- 第1章 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 1 目的
 - 2 位置づけ
- 第2章 協働の背景 ～今、なぜ協働が必要か～・・・・・・ 2
 - 1 社会情勢の変化
 - 2 地域課題の多様化・複雑化
 - 3 市民公益活動の広がり
 - 4 地方分権の進展
- 第3章 協働の課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 1 市民と行政の意識に関する課題
 - 2 情報の共有と相互理解に関する課題
 - 3 市民活動の基盤に関する課題
 - 4 地域自治に関する課題
 - 5 協働のしくみと推進体制に関する課題
- 第4章 協働の理念 ～協働を進める時の考え方～・・・・・・ 7
 - 1 協働によるまちづくりの理念及び目指すまちの姿
 - 2 協働の基本姿勢
 - 3 協働の原則
 - 4 協働の形態
 - 5 協働のパートナーとそれぞれの効果
- 第5章 施策の展開 ～協働によるまちづくりを推進するために～・・・・ 14
- 甲賀市まちづくり基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

はじめに

現在、市民、自治振興会、区・自治会等の地域コミュニティや市民活動団体をはじめ、民間事業者などにより、自主的自発的な地域づくりが進められています。

人口減少、少子高齢化が進む中、高齢者の見守り、耕作放棄地、獣害被害の増加、地域の河川や道路環境整備、空き家対策、防災対策など様々な課題が山積しており、行政や地域で活動する団体などによる単独の取り組みでは地域課題の全てに対応することが難しく、それぞれの長所を生かしながら連携を進めていくことの重要性が増しています。

地域には、様々な特性や能力を持った市民が暮らし、活動しています。誰もが人を大切にし、お互いを認め合い、そして見守り、支え合うことで安全安心な地域社会を築くことができます。このようなまちづくりを進めるためには、それぞれの持つ個性や能力を生かし、行政だけでなく、関係団体、事業者、市民がともに連携、協働していくことが必要です。

まちの主役は市民です。甲賀市を市民満足度の高いまちにするために、まちの主役である市民がみんなで知恵を出し合って考え、市民と行政が同じ目線で役割と責任を共に分かち合い、互いに手を携えてより良いまちにしていこうとするのが「協働」の考え方です。

協働とは、特に新しいものではありません。甲賀市には、環境美化活動や交通安全、防犯活動など、市民が主役の活動が既に多く根付いています。こうした、自分たちのまちは自分たちで守るという精神こそが地域自治の根幹部分であり、市民協働の第一歩です。いつもの暮らしに「しあわせ」を感じるまちを実現していくためには、多様な主体の協働が不可欠です。

市民が地域の課題を自ら考え、活動する価値や尊さをあらためて認識することで地域自治の精神を広め、行政も協働の重要性を職員個々の意識から組織として自覚し、市民の活動を支え、育てていくように変わることによってこれからの協働がより確かなものとなっていきます。

こうしたことを踏まえ、甲賀市では、第2次甲賀市総合計画の基本構想において、「甲賀市市民憲章」や「甲賀市まちづくり基本条例」が目指すまちの姿の実現に向け、私たちがともに展望する「未来像」を掲げています。

この協働の指針は、市民が笑顔で心豊かに暮らせるまちにするための、甲賀市民の夢を育てるみちしるべであり、持続可能で活力ある地域社会を市民も行政も共に力を合わせて実現していくためのものです。

【参 考】

甲賀市まちづくり基本条例 (抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に居住する人、市内に通勤若しくは通学する人又は市内で事業若しくは活動を行う個人、企業、事業所若しくはその他の団体をいいます。
- (4) 協働 各主体が、それぞれ対等な関係のもと、互いを尊重し合いながら役割及び責任を持って、連携・協力することをいいます。

第1章 基本的な考え方

1

目的

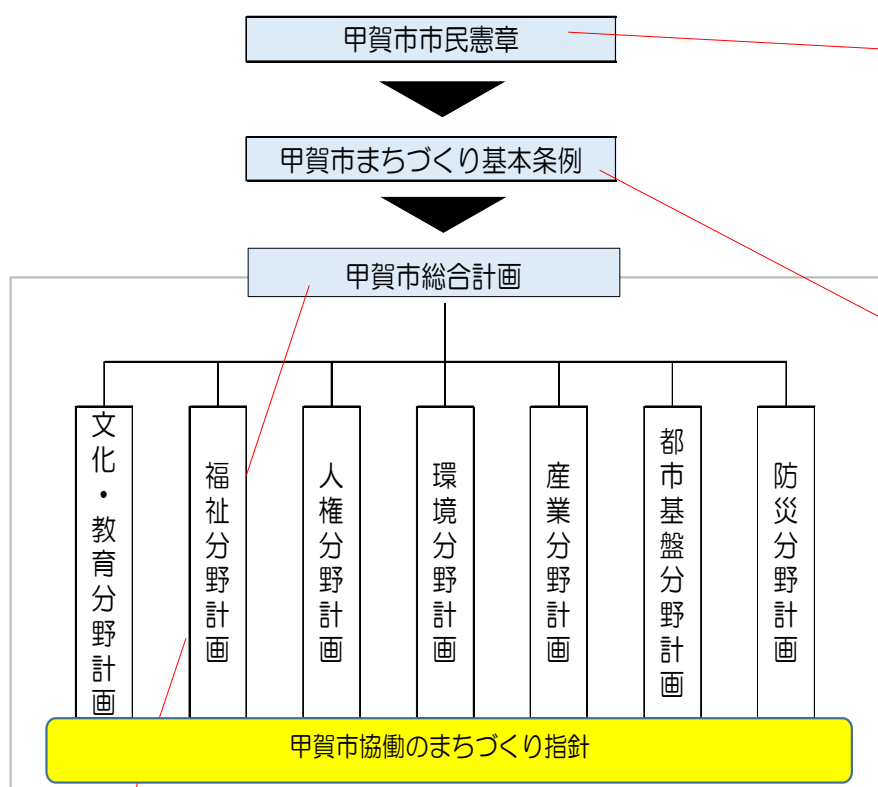
本指針は、甲賀市まちづくり基本条例（平成28年4月1日施行）の理念を具現化し、この条例の実効性を高めるための仕組みや施策を定め、市民と行政が協働によるまちづくりを総合的・計画的に進めることを目的として策定しました。

2

位置づけ

第2次甲賀市総合計画（平成29年6月策定）に掲げる協働のまちづくりの基盤強化の考えのもと、甲賀市まちづくり基本条例に基づき、本指針を策定しています。

今後、本指針に掲げる協働の理念及び具体的な施策により、協働によって各分野別計画の実効性を高め、本市のまちづくりを推進することとなります。



わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に	あなたも仲間
いろどる山河と	生きいき文化
こぼれる笑顔に	応える安心
うみだす活力	受けつぐ伝統
かがやく未来に	鹿深の夢を

市民、議会及び市長等は、まちづくりの担い手として、自ら輝く未来のために次に掲げる本市のあるべき姿を考え、その実現に向けて行動します。

- （１）誰もが等しく個人として尊厳及び権利が守られるまち
- （２）それぞれの地域の特性を生かしながら、時代の変化に対応できる活力のあるまち
- （３）誰もが地域で社会生活を営み、互いに支え合って安心して暮らすことができる福祉のいきとどいた住みよいまち

●対話による協働の推進

- ・地域づくりのあらゆる場面で、市民、企業、事業所、議会及び行政が、連携、協力し、対等な立場で共に議論し、共に歩む「対話による協働」を推進します。
- ・市民自治を追求し、チャレンジする市民の「行動力」を応援します。
- ・さまざまな課題の解決に向けたコミュニティ活動に対し、その活動が自立したものとなるよう支援します。

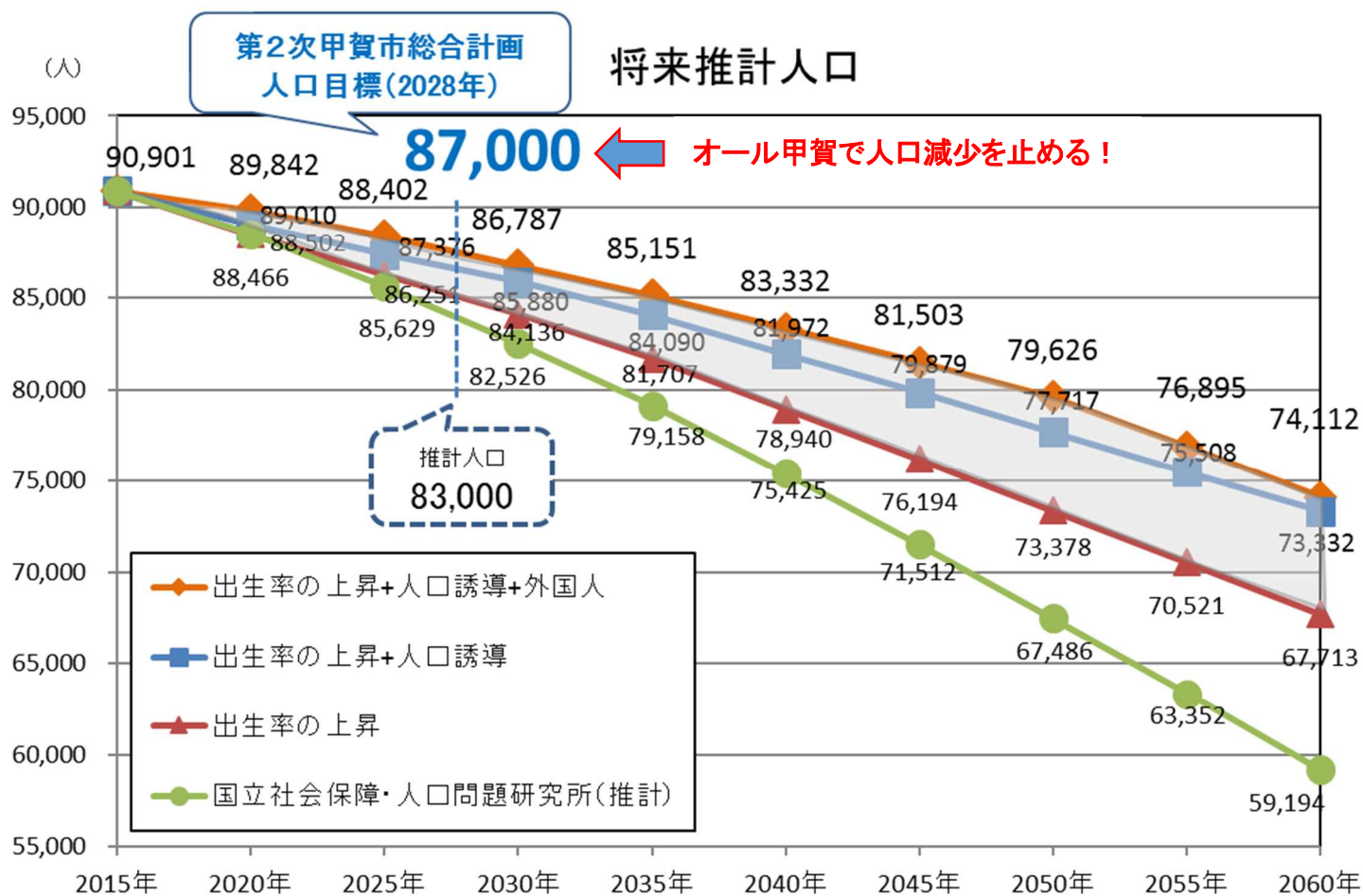
第2章 協働の背景 ～今、なぜ協働が必要か～

1

社会情勢の変化

日本では、少子高齢化や人口減少等の様々な社会構造の変化に直面しています。

本市においても生産年齢人口の減少等による税収の減少や社会保障費が増大するなど、受益と負担のバランスが崩れ、従来の公共サービスの維持が困難になっています。そのため、より効果的に公共課題を解決する方策が求められています。



2

地域課題の多様化・複雑化

経済発展や情報通信技術の高度化、グローバル化の進展により、個人の生活様式や価値観が大きく変化し、地域課題が多様化・複雑化しています。こうした中、行政による画一的なサービスでは、必要な人へのきめ細かな支援が難しく、また、財政負担の増大や組織の肥大化を招くことになり、質・量的にも限界に達してきています。今後ますます増大する地域課題に対応するためには、行政だけでなく、地域の多様な主体が参加・協力して支えあう社会のしくみが求められています。

○甲賀市 中長期財政計画（抜粋）（令和3年）

財政収支見通し（普通会計）

（単位：億円）

		令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)
歳入	市税	140	131	135	138	137	138	140	138	139
	譲与税・交付金	31	34	33	33	34	34	35	35	35
	地方交付税	75	83	85	82	81	82	82	83	84
	国県支出金	183	90	86	77	78	78	78	79	80
	繰入金	15	13	14	15	9	12	10	6	6
	うち 住みよき基金分	2	5	3	4	1	2	1	0	0
	うち 財調基金分	7	1	0	0	0	0	0	0	0
	市債	45	28	37	47	38	23	23	23	22
	うち 臨時財政対策債	15	21	19	19	19	19	19	19	19
	その他	37	39	21	20	20	19	19	19	19
	歳入合計(a)	526	418	411	412	397	386	387	383	385
歳出	人件費	73	80	78	77	78	78	78	77	77
	扶助費	64	67	70	74	75	78	79	81	83
	公債費	40	43	45	44	42	43	39	38	37
	うち 臨時財政対策債	16	16	17	17	17	17	16	16	16
	物件費	65	70	63	63	63	63	62	61	61
	補助費等	156	68	63	64	61	61	61	60	60
	投資的経費	58	35	54	55	39	27	28	23	22
	繰出金	30	29	30	31	31	32	32	33	33
	その他	21	26	12	12	12	12	12	12	12
	歳出合計(b)	507	418	415	420	401	394	391	385	385
	歳入歳出差引額 (c)=(a)-(b)	19	0	▲ 4	▲ 8	▲ 4	▲ 8	▲ 4	▲ 2	0
不足額の対応策										
①事務事業見直しによる削減		0	0	2	3	2	2	1	2	3
②財政調整基金の取崩		0	0	2	5	2	6	3	0	0
実質公債費比率(3ヵ年平均)％		6.9	6.7	7.0	7.1	7.0	6.7	6.1	5.4	4.6
将来負担比率％		56.1	45.4	43.0	44.0	41.5	40.9	39.1	41.6	35.3

3

市民公益活動の広がり

従来から地域に根ざした活動を継続している区・自治会より大きな地区の課題解決に向けた活動を行っている自治振興会、様々なNPOやボランティア、事業者等による公益活動が広がりをみせています。幅広い分野の活動主体の増加により、地域の課題解決に大きな役割を果たすことが期待されています。今後も地域の課題や特性に応じたきめ細かな市民の公益的な活動が行われることが、市民の安全安心な暮らしを支えることにつながり、こうした活動の活発化がますます求められます。

甲賀市における主な市民活動団体数

項目	団体数
区・自治会	203団体
自治振興会	23団体（分会含め25団体）
NPO法人	32団体
ボランティアグループ	215団体

（令和3年）

資料：甲賀市

資料：甲賀市

資料：滋賀県認証団体数

資料：甲賀市社会福祉協議会ボ

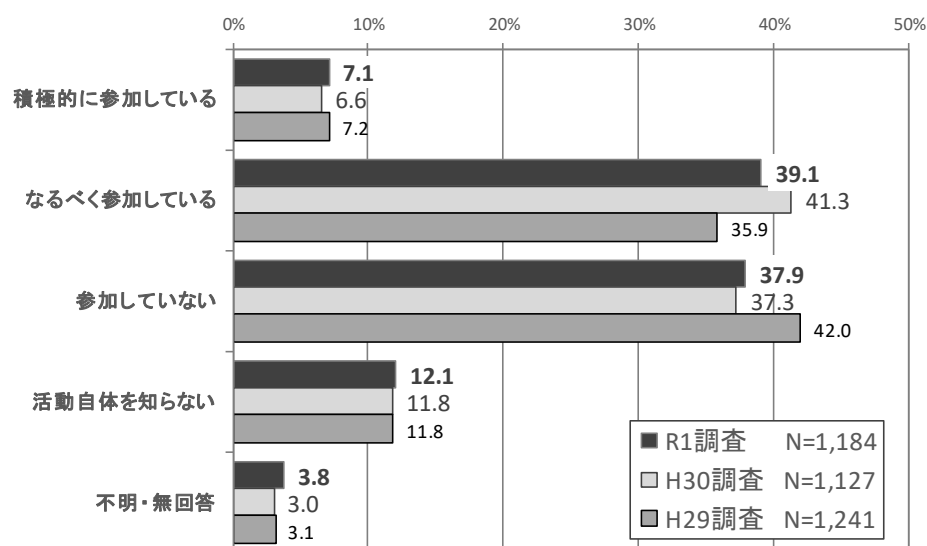
ランティアセンター登録数

地方分権が進展し、地方自治体の権限・裁量は拡大していますが、地方自治体には、自らの判断と責任で地方の実情に合ったまちづくりを行うことが求められています。また、今後、個性豊かでより良い地域社会を実現していくためには、身近な暮らしの問題や地域の課題解決のために市民自らが積極的にまちづくりに関わる市民自治の充実が求められています。

○甲賀市市政に関する意識調査（抜粋）（令和元年度）

Q. あなたは、自治振興会の活動に参加されていますか。

○自治振興会の活動への参加状況は、「なるべく参加している」が39.1%で最も多くなっているが、前回（41.3%）と比較すると低くなっている。「積極的に参加している」（7.1%）と合わせた『参加』の割合は46.2%で、こちらも前回（47.9%）よりもわずかに低い。



第3章 協働の課題

1

市民と行政の意識に関する課題

市民と行政は、お互いの立場でまちづくりを進めていますが、協働に対する理解と意識が不足している状況にあります。行政職員は地域の課題や市民ニーズの把握に努め、市民とともに解決していこうとする意識が必要です。また、市民も自ら地域課題の解決に向けて取り組む意識が必要です。

2

情報の共有と相互理解に関する課題

行政は、まちづくりに関する数多くの情報を持ち、様々な方法で提供していますが、市民にとって必要な情報が的確に伝わっていません。また、市民も独自の情報や知恵を持ちながら、うまく発信できていない状況にあります。市民と行政、市民同士が連携を深めるためには、それぞれの情報を発信し、共有できるしくみや環境を整備することが必要となっています。また、市民と行政ではそれぞれの果たす役割、特性、立場や行動原理など、様々な違いがあります。協働を進めるためには、それぞれの違いを認識し、相互に理解し合って信頼関係を築くことが求められています。

3

市民活動の基盤に関する課題

公益活動を担う市民活動団体の運営はぜい弱であることが多く、不安定な活動資金やリーダーの高齢化、活動場所の不足等が課題となっています。協働によるまちづくりを推進する市民活動を継続していくためには、行政に限らず、民間等の助成金や基金等の資金確保が必要です。また、市民活動の担い手やリーダーの育成、活動拠点の整備など、市民活動を促進するための基盤強化が求められています。

4

地域自治に関する課題

区・自治会等の地域コミュニティは、最も身近な生活共同体として機能していましたが、近年、区・自治会加入率の低下、少子高齢化による組織の弱体化が進みつつあります。一方で、合併後の本市では、新たな地域自治組織として23地区に自治振興会が設立され、地域課題の解決と地域の個性を活かしたまちづくりに取り組まれている。

ます。

今後、地域の個性を活かしたまちづくりをさらに進めていくためには、区・自治会、各種団体、NPO等の地域活動に関わる多様な主体が自治振興会に参画して、課題を認識し、相互に連携・協力することで地域包括的な取り組みを進めることが必要です。そして、地域共同管理の担い手、行政との協働のパートナーとしてまちづくりを進める地域自治のしくみを再構築することが求められています。

5

協働のしくみと推進体制に関する課題

行政が計画を策定し実施するプロセスにおいて、市民が参画する機会は限られています。また、行政の情報発信だけでは、参加する方法が分からないという意見もあります。行政には、市民が参画・協働しやすい環境をつくっていくことが求められています。多様化・複雑化する地域課題を解決するには、行政サービスや従来のボランティア活動だけでは限界があります。今後は、地域課題を解決する活動をビジネスチャンスにつなげる視点から、地域の事業者等を中心に分野を超えた連携を促進する必要があります。また、このような連携を生み出すために必要な多分野の活動を支援しコーディネートする機能や交流の場が不足しており、市民、事業者、行政の多様な主体をつなぐ中間支援組織の体制強化が必要です。

地域課題の中には、行政の1つの部局で対応することが困難な事例があり、行政の縦割り組織における部局間の連携不足が対応に支障をきたす場合があります。また、各種行政計画において、多様な主体の役割と責任が明確にされておらず、さらには、それをコーディネートして協働によるまちづくりを推進する人材も不足しています。重層化・複雑化する地域課題に対応するには、部局間を横断的につなぐしくみが求められており、市民と行政の協働を推進するためには、多様な主体をつなぐコーディネーターの育成が必要です。

第4章 協働の理念 ～協働を進める時の考え方～

1

協働によるまちづくりの理念及び目指すまちの姿

甲賀市まちづくり基本条例において、まちづくりの基本理念及び目指すまちの姿を次のように定めています。

【甲賀市まちづくり基本条例】

（まちづくりの基本理念）

第3条 本市のまちづくりは、甲賀市市民憲章の理念に基づき推進します。

（目指すまちの姿）

第4条 市民、議会及び市長等は、まちづくりの担い手として、自ら輝く未来のために次に掲げる本市のあるべき姿を考え、その実現に向けて行動します。

- （1） 誰もが等しく個人として尊厳及び権利が守られるまち
- （2） それぞれの地域の特性を生かしながら、時代の変化に対応できる活力のあるまち
- （3） 誰もが地域で社会生活を営み、互いに支えあって安心して暮らすことができる福祉のいきとどいた住みよいまち

この理念及び目指すまちの姿に基づき、市民一人ひとりが協働を具体的にイメージできるよう、次のとおりスローガンを定め、協働によるまちづくりを推進することとします。

オール甲賀で未来につなぐ
みんなでつくる協働のまち

2

協働の基本姿勢

市民と行政が知恵と力を合わせて協働によるまちづくりを推進していくためには、次の基本的な姿勢が必要です。

①自ら行動する姿勢 ～まちづくりの担い手という意識をもちましょう～

自らがまちづくりの担い手であるということを自覚して、市民も行政も相互に依存しすぎることなく、それぞれのできることを考えながら行動することが大切です。また、市民と行政はそれぞれの役割を認識し、責任を持って、行動することが大切です。

②つながりあう姿勢 ～つながりあって、新たな発想で考えましょう～

一人ひとりの個性や多様性を尊重し、分野・立場を超えた多様なつながりを創ることによって、相互に新しい可能性を生み出し育てることが大切です。つながりから新たな発想が生まれ、相乗効果が得られることがあります。また、協働を通じてお互いに成長することも大切です。

③地域に対する想いを持つ姿勢 ～地域を愛しましょう～

甲賀市には各地域に素晴らしい自然・文化・歴史、人の絆があり、地域への愛着や誇りを持って活動している人がたくさんいます。こういった「甲賀市のことが好き」「このまちに住み続けたい」という地域を愛する想いを持って、甲賀市の自然・文化・歴史等の魅力を再認識し、未来を見据えたまちづくりに取り組むことが大切です。

3

協働の原則

市民と行政は協働のパートナーとして、次の原則に基づき、協働の取り組みを進めます。

①まちづくりの主体として自立及び自律していること

市民と行政は、まちづくりの主体として依存や癒着関係に陥ることなく、自立してそれぞれの力を十分に発揮し合うとともに、主体性や独自性、専門性を高め合い、お互いに決まりごとを守って自律的に行動することが大切です。

②行政は、市民活動の自主性を尊重すること

公共的課題に対して、自発的・弾力的・機動的に対応できるといった市民活動の持つ長所を活かすことが大切です。そのため、行政は市民活動の自主性を尊重することが必要です。

③協働に当たっては、対等の立場であること

協働で課題を解決するためには、双方が対等の関係であることが大切です。上下の関係ではなく横の関係で、それぞれの役割があることをお互いに認識し、各々の意思に基づき協働することが基本となります。

④対話し、理解し合い、補い合うこと

対話することで市民と行政がそれぞれの立場、特性や行動原理を理解し合い、お互いを尊重することが大切です。お互いに弱みを補い強みを活かすことで、単独ではできなかったことも実現可能となります。お互いさまという気持ちを持って、理解し合い、顔の見える信頼関係を築き、助け合うことが大切です。

⑤協働の目的、過程、成果を共有すること

市民と行政がよきパートナーとして協働するときに、まずは地域が何に困っているかという「課題」を共有する必要があります。そして、協働して達成しようとする「目的・夢」、企画し実施する「過程」、実施後の「成果」を双方が共有することが大切です。

⑥相互に情報を公開し、共有すること

協働で事業を行うときには、常にお互いの情報を公開し、共有するとともに、実施する過程や内容の透明性を高めて取り組むことが大切です。

4

協働の形態

市民と行政の協働に当たっては、様々な形態が考えられます。事業の目的、内容やパートナーに応じて、効果的な形態を選択することが大切です。

共催 実行委員会・協議会

共催は、市民と行政がともに主催者となって一つの事業を行う形態です。実行委員会・協議会等は、市民と行政が実行委員会を構成して主催者となって事業を行う形態です。

【効果・特徴】

企画段階から話し合い、役割・責任分担を明確にして事業を実施できる。

【具体的事例】

・甲賀市民体育大会 ・全国植樹祭実行委員会 等

後援・協賛

市民が実施する事業の趣旨に賛同して、行政が名を連ねることで支援する形態です。

【効果・特徴】

事業に対する理解、関心や社会的信頼を増すことができる。

【具体的事例】

・かふか21子ども未来会議 ・もったいないフェスティバル 等

事業協力・協定

市民と行政が互いの特性を活かして、一定期間協力し合いながら事業を行う形態です。

【効果・特徴】

お互いのできる範囲で得意分野に注力して、双方の特性を発揮した事業ができる。

【具体的事例】

・河川愛護事業、集落内の市道、公園等の除草 ・大学との包括連携協定 等

補助・助成

市民の行う公益性のある事業に対して財政的な支援を行う形態です。

【効果・特徴】

市民活動が充実する。市民活動の自主性・自立性が尊重される。

【具体的事例】

・市民協働事業負担金 ・木の駅プロジェクト支援事業 等

企画立案への参画

企画立案に市民が参画し、多様な意見、提案を政策・事業に反映させる形態です。

【効果・特徴】

行政とは異なる立場・視点から、柔軟な発想を取り込んだ計画ができる。市民の市政への参画意識が生まれる。（審議会、委員会、パブリックコメント等を含む。）

【具体的事例】

・総合計画審議会 ・行政改革推進委員会 等

委託・指定管理

委託は、行政が責任を持って担う事業を市民の特性を活かしてより効果的に行うことを目的とした形態です。指定管理は、市民の特性を活かして公共施設の管理・運営を行う形態です。

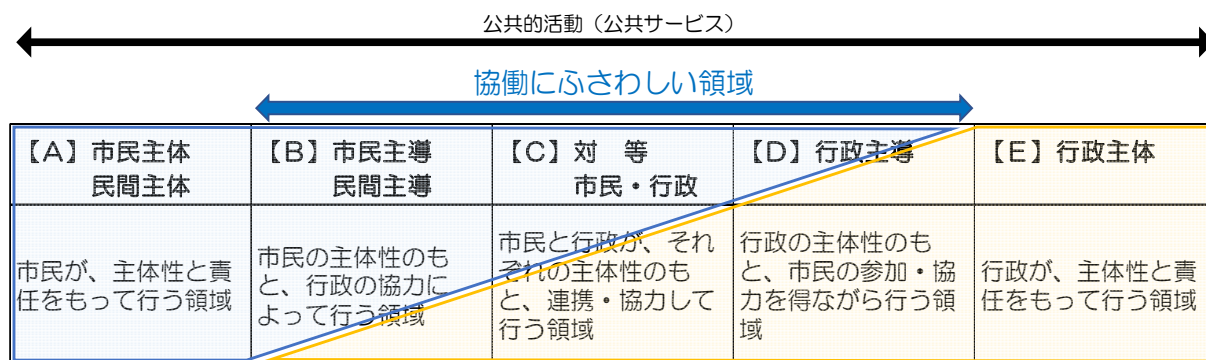
【効果・特徴】

行政にはない専門性、柔軟性が期待でき、市民ニーズに合ったきめ細かなサービス提供が可能となる。

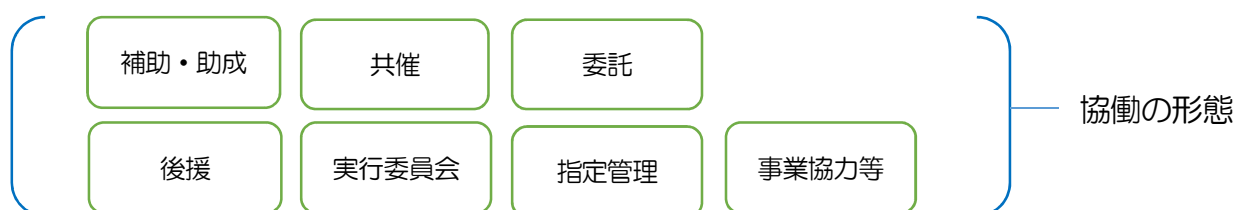
【具体的事例】

・立命館大学連携・調査業務委託 ・児童クラブ管理運営（指定管理） 等

◎協働の領域について



『時代が動くとき』（山岡義典著 ぎょうせい 1999年）をもとに作成



5

協働のパートナーとそれぞれの効果

協働を効果的に進めるには、事業の目的や相手に求める役割に最も適したパートナーを見つけることが必要です。

市民

市内に、住む・働く・学ぶ・市民活動を行う人など、日常生活で地域と関わる人です。市民一人ひとりとはまちづくりの主役であり、様々な協働の原動力となります。

●自治振興会

区・自治会をはじめ、地域の関係団体等が連携・協力し、広域的な地域課題の解決や魅力の向上のために、自主的で主体的なまちづくりを推進しています。

【協働の効果】

- ◎自治振興会は多様な主体との協働により、各地区の個性を活かしたまちづくりが可能となり、地域への帰属感の醸成や住民自治の進展につなげることができます。
- ◎他の主体は自治振興会と協働することにより、広域的な公共サービスに担い手として地域の信頼度が増すとともに、新たな課題やニーズへの対応が可能になります。

●区・自治会

地域に住む人のつながりを基にした基礎的な自治組織で、地域の様々な課題解決を図り、人と人との交流や地域における伝統文化の継承、発展等に取り組んでいます。

【協働の効果】

- ◎区・自治会は多様な主体との協働により、身近な住民生活に必要なきめ細やかな事業が可能となり、住民主体による暮らしやすい地域社会を形成することができます。
- ◎他の主体は区・自治会と協働することにより、身近で日常的な課題が顕在化し、新たな課題やニーズへの対応が可能になります。

●市民活動、NPO法人、ボランティア団体等（NPO等）

営利を目的とせず、不特定多数の利益の増進を目指して活動しています。自主性、専門性、機動性、先駆性等の特徴があります。ボランティアの集まりから、有給スタッフをかかえる団体まで、活動の規模や対象は様々です。

【協働の効果】

- ◎NPO等は多様な主体との協働により、自らの社会的使命をより効果的に実現する機会が増え、社会的認知度が高まり、活動の場を広げることができます。
- ◎他の主体はNPO等と協働することにより、地域課題への問題意識が強まり、まちづくりへの参加が促進されます。

●事業者

多くの事業者は、豊かな社会を実現するために存在しており、NPO等や行政と連携した公益活動を行っている事業者も増えています。自発性、機動性、専門性、先駆性などの特徴があります。

【協働の効果】

- ◎事業者は多様な主体との協働により、福祉・産業・防災・環境等に関する地域課題やニーズに対応することで、社会貢献の機会が増すとともに、事業参入や新しいビジネスモデルの確立など、ビジネスチャンスを拡大することができます。
- ◎他の主体は事業者と協働することにより、事業者のもつ専門的な知識や技術など質の高いサービスをまちづくりに活かすことができます。

教育機関

高度で専門的な知識を有し、地域政策づくりや地域教育への取り組み、教育機関の持つ技術や特許を地域産業に還元する取り組みも行われています。自発性、専門性、先駆性等の特性を持っています。

【協働の効果】

- ◎教育機関は多様な主体との協働により、地域の一員として活動し、地域に愛される教育機関になります。
- ◎他の主体は教育機関と協働することにより、地域内外の学生や若者による地域に密着した活動が、住民にとって地域の魅力の再発見につながり、より良い地域づくりの「きっかけ」になります。

行政

一般的にすべての市民が公平・平等に受益者となるようなサービスを原則とし、多様な分野の公共サービスを担っています。

【協働の効果】

- ◎行政は多様な主体との協働により、ノウハウを行政施策に取り入れ、きめ細やかで、市民ニーズに沿った行政サービスを提供することができます。また、市民の考え方や活動に直接触れることが、職員の意識改革や資質向上につながります。
- ◎他の主体は行政と協働することにより、様々な側面で活動基盤が安定するとともに団体やその活動に対する信頼性、理解や社会的認知度が高まるという効果が期待できます。

甲賀市協働のまちづくり指針の体系

協働によるまちづくりを推進するために、第4章までの協働の課題や協働の基本姿勢などを踏まえて様々な取り組みを行います。

協働の要素

- 協働の基本姿勢
 - ・自ら行動する姿勢
 - ・つながり合う姿勢
 - ・地域に対する想いを持つ姿勢
- 協働の原則
 - ・自立及び自律していること
 - ・市民活動の自主性を尊重すること
 - ・対等の立場であること
 - ・対話し、理解し合い、補い合うこと
 - ・目的、過程、成果を共有すること
 - ・相互に情報を公開し、共有すること
- 協働の形態
 - ・共催
 - ・実行委員会・協議会
 - ・後援
 - ・事業協力・協定
 - ・補助・助成
 - ・企画立案への参画
 - ・委託・指定管理
- 協働のパートナー
 - ・市民
 - ・教育機関
 - ・行政

協働の課題

- 市民と行政の意識に関する課題
 - ・協働の意識不足
 - ・市民と行政の相互依存
- 情報の共有と相互理解に関する課題
 - ・情報共有の不足
 - ・相互理解の不足
- 市民活動の基盤に関する課題
 - ・人材、資金等の不足
 - ・活動拠点の不足
- 地域自治に関する課題
 - ・人のつながりの希薄化
 - ・地域コミュニティの弱体化
- 協働のしくみと推進体制に関する課題
 - ・協働のしくみの未確立
 - ・つなぎ役の不足
 - ・行政内部の連携不足
 - ・市民と行政の連携不足

甲賀市まちづくり基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条-第5条)

第2章 まちづくりの基本原則(第6条-第12条)

第3章 各主体の役割及び責務(第13条-第16条)

第4章 まちづくりを推進する仕組み(第17条-第21条)

第5章 行政運営(第22条-第30条)

第6章 条例の実効性の確保(第31条)

私たちのまち甲賀市は、鈴鹿山脈などの山々や数々の清流等、緑と水が織りなす豊かな自然と美しい景観に恵まれています。太古、古琵琶湖であった肥沃な大地は、美味しい米や茶を育て、窯業や薬業などの地場産業を生み、発展させてきました。

歴史をひもとくと、古代には紫香楽宮に遷都され、短期間とはいえ日本の中心となりました。中世には「甲賀衆」と呼ばれた武士が広く結集し、「郡中惣(ぐんちゅうそう)」という強い結びつきが生まれ、この地に合議に基づく自治の伝統を築きました。世界に知られる「忍者」、「忍術」も、戦国の世を生き抜いてきた彼らの知恵がその源流となっています。

また、近世には、人・物・情報が行き交う宿場町や城下町が形成されて交通の要衝にもなり、豊かな地域文化が開花しました。東海道をはじめとして、過去から現在まで、この地域は常に「道」とともに発展し続けています。

私たちは、先人が長年にわたり培ってきたこうした歴史や文化に誇りを持ち、地域を愛する心を育み、自らとそして未来ある子どもたちのために、魅力あふれる本市のまちづくりに取り組まなければなりません。

そこで私たちは、自治の担い手として協働により豊かな地域社会の実現を目指すために、まちづくりの基本理念や基本原則を掲げ、ここに崇高なまちづくりの規範となるこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、まちづくりの基本原則並びに市民、議会及び市長等のそれぞれの役割及び責務、その他本市のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、もって安心して暮らせる住みよいまちを実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に居住する人、市内に通勤若しくは通学する人又は市内で事業若しくは活動を行う個人、企業、事業所若しくはその他の団体をいいます。
- (2) 市長等 市長、法律の定めるところにより設けている委員会又は委員及び職員等の補助機関をいいます。
- (3) まちづくり 第4条に掲げるまちの姿を実現するために行われる全ての活動をいいます。
- (4) 協働 各主体が、それぞれ対等な関係のもと、互いを尊重し合いながら役割及び責任を持って、連携・協力することをいいます。

(まちづくりの基本理念)

第3条 本市のまちづくりは、甲賀市市民憲章の理念に基づき推進します。

(目指すまちの姿)

第4条 市民、議会及び市長等は、まちづくりの担い手として、自ら輝く未来のために次に掲げる本市のあるべき姿を考え、その実現に向けて行動します。

- (1) 誰もが等しく個人として尊厳及び権利が守られるまち
- (2) それぞれの地域の特性を生かしながら、時代の変化に対応できる活力のあるまち
- (3) 誰もが地域で社会生活を営み、互いに支え合って安心して暮らすことができる福祉のいきとよい住みよいまち

(条例の位置づけ)

第5条 この条例は、本市のまちづくりにおける仕組み及び活動の基本となるものです。

第2章 まちづくりの基本原則

(市民の権利)

第6条 市民は、市政に関する情報を知る権利を有するとともに、協働してまちづくりに関わる権利を有します。

- 2 市民は、性、年齢、障がいの有無等に関わらず、誰もが等しく個人として尊重される権利を有します。

(市民参加)

第7条 市民は、それぞれの立場を尊重し合いながら、まちづくりに関心を持って積極的に参加するよう努めます。

- 2 市長等は、市民の参加及び協働を推進するため、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、市民が主体的に関われるよう、多様な参加の機会を設けるよう努めます。
- 3 市長等は、市民より得られた提案又は意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努めます。

(子どもの権利)

第8条 子どもは、生きる、守られる及び育つ権利を有するとともに、まちづくりに参加することができます。

(学び及び教育)

第9条 市民は、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたり積極的に学ぶことに努めます。

- 2 市民及び市長等は、誰もが生涯にわたり積極的に学べる環境づくりに努めます。
- 3 市民及び市長等は、互いに連携・協力しながら地域全体で子どもを育ていけるよう、地域の教育環境を整えることに努めます。

(多文化共生)

第10条 市民及び市長等は、国籍等の異なる人々が互いの文化を認め合い、共存できるまちづくりを推進します。

- 2 市長等は、市民が多様な文化とふれあい、交流できる環境を整えます。

(安全安心なまちづくり)

第11条 市民及び市長等は、関係機関等と連携・協力し、身体や生命を脅かす事故等を予防するための仕組みを構築し、全ての市民が積極的に参加するよう啓発に努め、安全安心なまちづくりを推進します。

- 2 市民は、個人として、また、地域ぐるみで自然災害等に備えた取組みを行い、災害時には、互いに協力しながら対処するよう努めます。
- 3 市長等は、市民及び関係機関等と連携・協力し、防災、減災につながる取組みを進めるとともに、緊急時には緊密な連携のもと、危機管理に努めます。

(情報の提供及び共有)

第12条 市民、議会及び市長等は、市民参加によるまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有します。

- 2 議会及び市長等は、前項に規定する情報が、市民共有の財産であることを認識し、適正に管理します。

第3章 各主体の役割及び責務

(市民の役割及び責務)

- 第13条 市民は、まちづくりのために、できることを自ら考え、積極的に行動するとともに、互いに支え合います。
- 2 市民は、地域社会の一員として社会的規範を守り、互いを尊重し、自らの行動に責任を持ちます。

(企業及び事業所の役割及び責務)

- 第14条 企業及び事業所は、地域社会の一員として、市民及び市長等と連携・協力し、まちづくりに貢献します。

(議会及び議員の役割及び責務)

- 第15条 議会は、市民の声が公正に市政に反映されるよう努めるとともに、その過程を市民に明らかにします。
- 2 議員は、市民全体の代表者として、広く市民の利益を重んじながら職務を遂行し、市民の負託に応えます。
- 3 議会及び議員の責務、活動等に関しては、別に定める条例によるものとします。

(市長等の役割及び責務)

- 第16条 市長は、市政の基本方針を明らかにするとともに、広く市民の意見を聴き適切に反映させます。
- 2 市長等は、市民全体の奉仕者として、公平、誠実、迅速かつ効率的にその所管する職務を遂行します。
- 3 市長等は、本市の魅力や情報を積極的に発信します。
- 4 市長等は、職務の遂行に必要な知識の習得及びまちづくりを推進するために必要な能力の向上に取り組みます。

第4章 まちづくりを推進する仕組み

(区及び自治会)

- 第17条 区及び自治会は、地域に住む人のつながりを基にした基礎的な自治組織で、地域の様々な課題解決を図り、人と人との交流並びに地域における伝統文化の継承及び発展等に取り組みます。
- 2 当該地域に居住する市民は、積極的に区及び自治会の諸活動に参加することにより、身近な暮らしの中で互いに協力し、助け合い、住みよい地域をつくるよう努めます。
- 3 市長等は、区及び自治会と互いに協力し合える関係をつくります。

(自治振興会)

- 第18条 自治振興会は、区及び自治会をはじめ、地域の関係団体等が連携・協力し、広域的な地域課題の解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくりを推進する組織です。
- 2 自治振興会は、その地域に住む又はその地域で活動する全ての市民を対象とし、広域的な視点を持って、将来を見据えた地域づくり計画を策定し、より多くの人の参加及び自由な発想により特色ある地域をつくります。
- 3 市長等は、自治振興会の地域づくり計画に基づく取組みに対して必要な支援を行います。

(協働によるまちづくり)

- 第19条 市民、議会及び市長等は、相互に信頼関係を築き、協働によるまちづくりを推進します。

(市民活動)

- 第20条 市民は、よりよいまちづくりのための役割を意識し、自主的かつ自立的な活動に努めます。
- 2 市長等は、市民自らが行う公益活動の積極的な支援に努めます。
- 3 市民及び市長等は、地域の将来を担う人材の発掘、育成及びその組織づくりを推進します。

(住民投票)

- 第21条 市長は、市政に係る重要事項について、必要があると認める場合には、広く住民(市内に住所を有する人をいいます。以下「住民」といいます。)の意思を確認するため、その都度、議会の議決を経て制定される条例(以下「住民投票条例」といいます。)の定めるところにより、住民投票を実施することができます。
- 2 市長及び市議会議員の選挙権を有する住民は、住民投票条例の制定を法令の定めるところにより、市長に請求することができます。
- 3 住民投票の実施に関し必要な事項は、住民投票条例で定めます。

第5章 行政運営

(国及び他の地方公共団体との関係)

- 第22条 市長等は、まちづくりを推進するに当たっては、国及び他の地方公共団体と積極的に連携・協力を図るとともに、地方分権の考え方に基づいた適正な関係を築きます。

(情報の公開)

- 第23条 議会及び市長等は、別に条例で定めるところにより、その保有する情報を市民に公正かつ適正に公開します。

(個人情報保護)

- 第24条 議会及び市長等は、別に条例で定めるところにより、保有する個人情報を適正に管理するとともに、その取扱いに関しても個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、適切な措置を講じます。
- 2 市民は、個人情報の取扱いに関し、個人の権利及び利益を侵害しないよう努めます。

(行政運営の基本原則)

- 第25条 市長等は、総合的かつ計画的な視点に立ち、公正かつ透明性の高い行政運営を行うとともに、その職務を遂行するに当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるように取り組みます。

(総合計画)

- 第26条 市長等は、議会の議決を経て定められた基本構想及び基本計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行い、その策定に当たっては、市民の意見を適切に反映させます。

(財政運営)

- 第27条 市長等は、予算の編成及び執行に当たっては、中長期的な視点に立ち、健全な財政運営を図ります。

(財産管理)

- 第28条 市長等は、保有する公有財産を適正に管理し、市民の提案等を適切に反映させながら効果的に活用します。

(行政評価)

- 第29条 市長等は、市民の意見を取り入れた行政評価を行うとともに、その結果を行政運営に反映させるよう努めます。

(説明責任)

- 第30条 市長等は、行政運営の情報を計画段階から実施及び評価に至るまで、市民に適時かつ適切に公表して透明性を高め、説明責任を果たすよう努めます。

第6章 条例の実効性の確保

(条例の見直し)

- 第31条 市長等は、この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証します。
- 2 市長等は、前項に規定する検証に当たっては、市民が関われるよう努めます。
- 3 市長等は、前2項に規定する検証の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じます。

付則

この条例は、平成28年4月1日から施行します。

協働のアクション

～協働によるまちづくりを推進するために～

アクション1. 人づくりと推進体制 ～学ぶ、育む～

協働という手段が、より有効に機能するためには、多様な主体や推進体制を「育む」視点が重要です。行政は、協働に関する理解を深めるために職員研修を実施するとともに推進体制を整備します。職員と市民は、地域や市民活動に積極的に参加し、実践を通して地域課題の解決に向けて意識改革を図ります。

人材育成と意識改革		
項 目	主な内容	主 体
職員の意識改革	・ 協働マニュアルを用いた職員研修 ・ 協働の視点での事業構築	行政
協働を理解するための取り組み促進	・ 協働セミナーの開催 ・ 条例等の周知、学習 ・ 協働をテーマにした出前講座の開催	市民、行政
若い世代のまちづくりへの参加促進	・ 若者が学び、実践できる事業の実施 ・ 若者に向けた情報発信 ・ 大学、研究機関との連携	市民、教育機関、行政
地域リーダーの発掘及び育成	・ 地域人材として、定年退職された方や経営者、主婦等のまちづくりへの参加を促進 ・ リーダー育成講座 ・ プロボノ事業の展開	市民、教育機関、行政

推進体制の整備		
項 目	主な内容	主 体
市民参画・協働推進検討委員会	・ 協働施策の推進 ・ 計画の進行管理	市民、行政
地域担当職員制度の導入	・ 地域の会議での市施策の説明及び合意形成 ・ 地域課題の解決に向けた地域への参画	市民、行政

アクション2. 活動基盤の整備 ～支える～

市民活動の基盤となる「資金・情報・場所」を充実させることは、継続的に活動を進めていくためには重要です。

また、交流や相談ができる拠点や、自由に情報や意見を交換できる機会をつくることも、協働を進めるためには重要です。市民と行政は、安定した市民活動の実現に向けて、活動基盤の整備を行います。

資金の調達		
項 目	主な内容	主 体
各種補助金等の活用 促進	・ 補助金、助成金情報の提供 ・ 補助金申請等の事務の支援	行政
協働委託の拡充	・ 協働が効果的な事業の委託 ・ コミュニティビジネス事業の実施	市民、行政
市民ファンド・寄付金 制度の充実	・ 活動資金を市民、行政等が拠出し合うファ ンドの創設	市民、行政

情報の共有		
項 目	主な内容	主 体
地域 I C T 事業の推 進	・ タブレットを活用した相互通信による連携 強化	市民、行政
市民活動や地域活動 の広報の充実	・ 市民活動情報誌の発行 ・ ホームページ等の作成 ・ 地域情報ポータルサイトの充実	市民、行政

交流・活動の場づくり		
項 目	主な内容	主 体
活動場所の整備及び 提供	・ 地域市民センター等の環境整備 ・ 公共施設、民間施設の活用	市民、行政
交流する機会の創出	・ 市民、教育機関、行政が集い、定期的に情 報交換等ができる機会の創出 ・ 分野を超えた交流会の開催	市民、教育機関、行 政
まちづくり活動セン ター「まる一む」の活 用	・ 市民活動の相談窓口の充実 ・ 情報収集及び情報発信の支援 ・ 協働事業のコーディネート ・ 運営協議会による「まる一む」の利活用の 検討	市民、行政

アクション3. 地域自治の強化 ～創る～

地域の住民は、身近な生活の場の課題や地域の資源を最も把握しており、当事者として自ら課題を解決し、資源を利用したまちづくりを進めることが地域にとって有効であり大切です。そのため、区・自治会、自治振興会、各種団体やNPO等地域の多様な主体が情報を共有して、合意形成を図りながら活動できる重層的な地域自治を構築します。そして、地域内分権を進め、地域住民と行政の協働による自立的で持続的なまちづくりを推進する必要があります。

区・自治会活動の推進		
項 目	主な内容	主 体
区・自治会加入の促進	・ 転入者への区、自治会加入の促進 ・ 区、自治会未設置地域への組織化支援	市民、行政
区・自治会活動の支援	・ コミュニティ活動補助金、助成金の充実 ・ 地域担当職員制度の導入	行政

自治振興会活動の推進		
項 目	主な内容	主 体
自治振興会活動の支援	・ 技術的支援及び財政的支援 ・ 地域担当職員制度の導入	行政
各種活動団体の連携強化	・ 地区内での協働事業の実施 ・ 地区内の各種団体や活動を調整・連携するコーディネーターの育成	市民、教育機関、行政
地域市民センターの指定管理の活用	・ 地域市民センターをまちづくりの拠点として利用 ・ 指定管理を自治振興会の自律的運営に活用	市民、行政

市民自治のしくみづくり		
項 目	主な内容	主 体
自治振興交付金の弾力的な活用	・ 地域の実態に合った使途を地域自らが判断して活用できる仕組みの構築 ・ 地域活動に対する各種補助金を統合した効果的・効率的な交付金の導入	市民、行政
市長座談会の充実	・ 地域住民と市が、地区の課題や将来像について協議、提案する場の設置	市民、行政
市民自治に関する連合組織の整理	・ 自治振興会と区長連合会の関係の整理	市民、行政

アクション4. 協働のしくみづくり ～つながる～

行政は、市民が参画・協働しやすい環境をつくり、横断的に地域課題を解決する「しくみづくり」を進めます。市民と行政は、協働のしくみを活用し、地域課題の解決と一体感のあるまちづくりを推進します。

中間支援活動の体制強化		
項 目	主な内容	主 体
市民活動支援の充実	・各種講座の開催 ・資金調達、組織づくり等の相談及び支援 ・SNS、CATV等を活用した情報発信支援	市民、行政
交流の促進	・交流会、サロン等の企画運営 ・ポータルサイトの運営	市民、行政
協働の推進	・協働意識の醸成 ・団体間のマッチングコーディネート ・協働研修の企画及び運営	教育機関、行政

参画機会の充実		
項 目	主な内容	主 体
市民参画を進めるための情報提供	・参画機会の情報提供 ・行政情報の積極的な提供と説明	行政
公募委員の募集	・市政に関する各種委員会、審議会委員の積極的な公募による選任	行政

●推進体制

4つの協働のアクションを段階的かつ着実に進めていくため、アクションごとに関係者間で議論を行う場（会議）を段階的に設置するとともに、まちづくり活動センター「まるーむ」が議論を前に進める支援や仕組みづくり全般の支援を行います。

また、担当部署も、関係部局間の横連携や情報提供など、アクションに向けた全面的な支援体制の構築に努めます。

●協働のアクションの見直しについて

協働のアクションに掲げた取り組み内容の進捗度合により、また市職員が市民の皆さんと対話を重ねる中で、本指針の見直しが必要になった場合は、市民参画・協働推進検討委員会でのご意見等をふまえ見直しを図ります。